

熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱

制定	令和4年3月29日	熊本市長決裁
改正	令和4年6月28日	地域活動推進課長決裁
	令和4年12月9日	文化市民局長決裁
	令和5年2月20日	地域活動推進課長決裁
	令和5年9月26日	地域活動推進課長決裁
	令和7年3月21日	地域活動推進課長決裁
	令和8年2月20日	地域政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市市民公益活動支援基金条例（平成23年条例第93号。）第6条に定める事業であつて、若い世代の考える「市民公益活動」の実践の機会を設けることで、活動を実践する若い世代及びそれを支える周囲の人々の市民公益活動への関心・参加意欲を向上させるため、学生等が主体となっているボランティア団体や個人等に対し、こどもたちや学生による市民公益活動へ助成する熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動者 自らが企画、運営のいずれか又は双方に携わり、実際に市民公益活動を行う者であること。
- (2) 監督者 未成年の活動者の活動を補佐し、その監督に責任を負う者であつて、助成を受ける年度の4月1日時点において、満18歳以上の者。ただし、高等学校等に在学する者を除く。

(助成事業の種類)

第3条 助成金は、以下の2種類とする。

- (1) 小・中学生枠
- (2) 高校・大学生枠

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は別表1に掲げる助成対象者の要件を満たし、かつ熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、特別に定めをすることができる。

(助成対象事業)

第5条 助成金の対象となる事業は、次の各号に掲げる全ての要件及び別表1に掲げる内容の要件を満たす事業とする。

- (1) 営利を目的としない公益的な事業であること。
- (2) 地域社会の発展に資すると認められるものであること。
- (3) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと。
- (4) 個人に金品を支給することを目的とした事業でないこと。
- (5) 交付決定日から助成を受ける年度の12月31日までに完了する事業であること。
- (6) 当該事業が当該年度内において、本市の他の助成等を受けている、又は受けることが決定している事業でないこと。
- (7) 既に着手した事業でないこと。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費は、別表2のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、助成対象経費について委員会に諮り、特別に定めをすることができる。

(助成金の額等)

第7条 助成金の総額は、予算に定める額（以下「助成予算」という。）の範囲内とし、助成金の限度額は、別表1に定める助成額のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、委員会に諮り、特別に定めをすることができる。

（助成金の申込）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、その定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出し、審査を受けなければならないものとする。

1 小・中学生枠の交付申請者は、次に掲げる書類

- (1) 熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の1）
- (3) 事業収支計画書（様式第3号）
- (4) 定款、会則等団体の概要がわかる書類。個人での申請の場合、様式第1号 別紙1（小・中学生枠用）
- (5) 活動者名簿（様式第1号 別紙2）
- (6) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 高校・大学生枠の交付申請者は、次に掲げる書類

- (1) 熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の2）
- (3) 事業収支計画書（様式第3号）
- (4) 定款、会則等団体の概要がわかる書類。個人での申請の場合、様式第1号 別紙1（高校・大学生枠用）
- (5) 活動者名簿（様式第1号 別紙2）
- (6) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第9条 助成する事業（以下「助成事業」という。）及び助成金の額の決定は、助成金の種類に応じ、次の各号に掲げる基準による委員会の審査結果に基づき市長が行う。

(1) 小・中学生枠助成事業及び助成額の決定 第4条及び第5条に定める要件を満たし、かつ別表3「熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成小・中学生枠審査基準」をもとに委員会が審査するもの。ただし、第4条から第5条に定める要件を満たし、かつ申請に係る経費が第6条に定める対象経費であると認められる申請の総額が助成予算の範囲内である場合は、審査を省略することができるものとする。

(2) 高校・大学生枠助成事業及び助成額の決定 第4条及び第5条に定める要件を満たし、かつ別表4「熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成高校・大学生枠審査基準」をもとに委員会が審査するもの。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、助成金の趣旨等に適さないと判断する事業について、助成金を不採択とする意見を付することができる。

3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

4 市長は、助成金の交付を決定したときは、熊本市市民公益活動支援助成金交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定額その他必要な事項を交付申請者に通知するものとする。

（助成事業の変更）

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成団体等」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止するとき。

(3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、助成事業の変更等を適当と認めたときは、熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等決定通知書（様式第7号）により、当該助成金の交付決定を受けた団体又は個人に通知するものとする。

（関係書類の保存）

第11条 助成団体等は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならないものとする。

（実績報告）

第12条 助成団体等は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過する日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないものとする。

(1) 熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第8号）

(2) 事業収支決算書（様式第9号）

(3) 領収証等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し

(4) 事業の経過又は成果を証する書類等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、必要があると認めるときは、助成金の使途等に関する調査を行い、又は前項の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。

（助成金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の規定により報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、熊本市市民公益活動支援助成金確定通知書（様式第10号）により、当該助成団体等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第14条 助成金は、前条により確定した額を助成事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業の遂行上必要があると認められる場合は、交付決定した額の10割に相当する額の範囲内で、助成事業の完了前に概算額を交付することができるものとする。

3 前項の規定による概算額の交付を受けようとする助成団体等は、熊本市市民公益活動支援助成金概算交付申請書（様式第11号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

4 前項の規定による概算額の交付の申し込みがあつた場合は、速やかにその内容を審査し、概算額の交付を決定したときは、熊本市市民公益活動支援助成金概算交付通知書（様式第12号）により、助成団体等に通知するものとする。

5 概算額の交付を受けた助成団体等は、第13条の規定により確定された助成金の額が当該概算額に満たない場合は、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、助成団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により助成を受けたとき。

(2) 助成事業の目的以外の経費に流用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、熊本市市民公益活動支援助成金交付取消決定通知書（様式第13号）により、当該助成団体等に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第17条 助成団体等は、第15条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成団体等の納付した金額が返還を請求された助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 市長は、助成団体等が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

種 類	概 要	
小・中学生枠	内 容	1 熊本市に在住又は通学する小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）が地域や熊本市のために行う公益活動に関心を持ち、将来の活動者の育成につながる活動であること。 2 5人以上の小・中学生を活動者とする活動であること。 3 活動の発案・企画から実際の活動まで主体的に小・中学生が携わる事業であること。 4 熊本市内で行う活動を助成の対象とする。
	助成額	・限度額 5万円 ・助成率 助成対象経費の10/10
	助成対象者	1 申請できる者は、以下のいずれかの団体又は個人とする。ただし、個人にあつては助成を受ける年度の4月1日時点において満18歳以上の者（高校等に在学中の者を除く）を対象とする。 （1）熊本市内に主たる事務所又は拠点のあるボランティア団体・公益活動に取り組む団体（法人にあつてはNPO法人に限る） （2）市民公益活動に関心があり、活動に監督責任を負う熊本市に在住、通学又は通勤する個人 2 活動の際は監督者を配置すること。 3 活動者はボランティア保険等の保険に加入すること。
高校・大学生枠	内 容	1 熊本市に在住又は通学する大学生、短期大学生、専門学生、高校生等（以下「学生等」という。）が主体的に行う公益活動であつて、次のいずれかに該当する活動に対して助成を行うもの。 （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動 （2）環境の保全を図る活動 （3）生涯学習・子どもの健全育成を図る活動 （4）文化、芸術、スポーツ、国際協力の振興を図る活動 （5）まちづくりや地域安全の推進を図る活動 （6）上記（1）から（5）までに含まれない公益活動 2 5名以上の学生等を活動者とする活動 3 原則として市内での活動を対象とするが、熊本市外での活動を通して公益活動への参加意識の向上が見込めるものについては、市外での活動も助成の対象とする。
	助成額	・限度額 10万円 ・助成率 助成対象経費の10/10
	助成対象者	1 申請できる者は、以下のいずれかの団体又は個人とする。ただし、個人にあつては助成を受ける年度の4月1日時点において満18歳以上の者（高校に在学中の者を除く）を対象とする。 （1）熊本市に所在地を置く大学、短期大学、専門学校等（以下「大学等」という）に在学する学生等によって構成された学生サークル等の学生等が主体となっているボランティア団体（法人は対象としない。）。なお、熊本市に在住又は通学する高校生を主な活動者とする場合については、団体を対象とせず、次項に示す個人のみを対象とする。 （2）熊本市に在住又は熊本市に所在地を置く大学等に在学する個人。 熊本市に在住又は通学する高校生を主な活動者とする場合については、その活動に監督責任を負う熊本市に在住又は通勤する個人。 2 高校生以下を含む活動の際は、監督者を配置すること。 3 活動者はボランティア保険等の保険に加入すること。

別表 2

助成金の交付の対象となる経費は、助成対象事業の実施に要する以下の経費とする。

旅費（講師招へい旅費を除く）及び保険料等、特定の個人に係る経費については、原則、各助成の対象となる活動者及びその監督者に係る経費を対象とする。ただし、各助成の対象とならない活動者のうち、高校生以下であって、その活動が事業の目的・内容と合致する場合は、その者の旅費及び役務費の保険料について、助成金の交付の対象とすることができる。

なお、助成金の交付の対象となる監督者は、原則、各助成事業の対象となる活動者の人数を超えないものとする。

報償費	講師謝礼金、助成事業に携わった外部の者に対する謝金 等
旅費	講師招へい旅費、交通費、市外への宿泊費、ガソリン代 等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、手数料、保険料 等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料等
事務・消耗品費	助成事業に係る物件費、材料費、飲み物代 等 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
委託費	助成事業実施に必要なもの（HP作成等）

備考 以下の経費は、助成対象経費としない。

- 次のような団体等の維持運営に伴う経常経費等
 - ・ 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・ 団体の所属員や活動者への謝礼、人件費 等
 - ・ 日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 助成金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費

別表3

熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成

小・中学生枠審査基準

(1) 審査基準

項目	説明	配点
発展性	活動者及び参加者の地域活動やボランティアへの参加の意欲を向上させる見込みがある。	5
公益性 ・ ボランティア性	地域や不特定多数の人への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	5

(2) 留意事項

(1) の審査基準をもとに、委員による審査を行い、合計点が高い事業から順に委員会の協議の上採択事業を選定する。なお、審査の結果が同点の場合は、「発展性」の合計点が高い事業を優先し、委員会の協議の上選定する。

別表4

熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成

高校・大学生枠審査基準

(1) 審査基準

項目	説明	配点
発展性	活動者及び参加者において今後の熊本市の公益活動への参加の意欲を向上させ、周囲の市民へとその意欲・活動が発展していく可能性がある。	10
事業計画性	事業目的を達成するための手段や方法が適切であり、合理的に事業を実施することができる。	10
公益性	不特定多数の方への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	10
本市が推進する施策への理解	「くまもとアプリ」を使ったボランティア参加の働きかけ	1

(2) 留意事項

基準点（31点×7人×50％＝108点）を満たさない事業は不採択とし、基準点を超えた事業のうち、合計点が高い事業から順に協議して採択事業を選定する。

なお、審査の結果が同点の場合は、「発展性」の合計点が高い事業を優先し、委員会の協議の上選定する。

本市が推進する施策への理解については、必須ではありませんが「くまもとアプリ」活用すること、加点（1点×7人）されます。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所（又は団体所在地）

氏名（又は団体名及び代表者氏名）

（TEL ）

熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書

熊本市市民公益活動支援基金の助成交付について、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱第8条の規定により、募集要項に定める助成条件の全てに同意の上、下記のとおり申請します。

記

1 助成の種類

- （1）こども・学生ボランティア助成 小・中学生枠
- （2）こども・学生ボランティア助成 高校・大学生枠

2 助成事業名

3 助成金申請額

4 関係書類

- （1）事業計画書（様式第2号の1 ・ 様式第2号の2）
- （2）事業収支計画書（様式第3号）
- （3）団体においては定款・会則等、団体の概要がわかるもの。個人においては様式第1号別紙1
- （4）活動者名簿（様式第1号別紙2）
- （5）暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）
- （6）その他（旅費の算出資料 等）

5 未成年者の活動についての誓約

未成年者の活動については、必ず本人及び保護者の承諾を得た上で活動を行い、申請者がその一切の責任を負います。

(小・中学生枠用)

(1) 熊本市以外にお住いの場合、通学・通勤先を記入してください。※市内にお住まいの方は空欄で構いません。	学校等名称又は勤務先名称・所在地
(2) 活動者(小・中学生)との関係性 ※監督責任を負うため、どのようなご関係かご記入ください。	関係性名称(保護者、担任、地域団体会長等)
(3) 当助成への申請のきっかけ ・どのようなきっかけ(想い)で当助成に申請をされたかをご記入ください。 (200字程度) ※申請するにあたり小・中学生の関わりもご記入ください。	

(高校・大学生枠用)

(1) 熊本市以外にお住いの場合、 通学先を記入してください。※市内 にお住まいの方は空欄で構いませ ん。	学校等名称
(2) 活動者との関係性	関係性名称 (大学の友人、地域の友人 等)
(3) 当助成への申請のきっかけ・ どのようなきっかけ (想い) で当助 成に申請をされたかをご記入くださ い。(200字程度)	

活動者名簿

[illegible]

事業計画書

団体・グループ名	
事業名	
具体的な事業内容	
事業の目的及び期待される効果	
子どもたちへ期待すること	（活動に参加することで子どもたちにこう変わってほしい、こんな力や心を身に付けてほしいなどを300文字程度で記載してください。）
活動者数	（1）活動者数 人 （ うち監督者 人、小・中学生 人 高校生 人、大学生等 人 ） ※高校生以下を含む活動の場合、必ず1名以上の監督者がいること。 （2）対象とする活動者（小・中学生）の学校等名称

事業計画（打ち合わせ、準備、実施）	(1) 実施計画（予定） ※小・中学生がどう関わるかを中心に記載してください。 ① 打ち合わせ（ ）（場所： ） 内容： 監督者 活動者 （うち小・中学生 ） 参加者 ② 準備（ ）（場所： ） 内容： 監督者 活動者 （うち小・中学生 ） 参加者 ③ 実施（ ）（場所： ） 内容： <u>当日の監督者 、活動者 （うち小・中学生 ）</u>、 <u>参加者 </u> <u>※当日の活動者が小・中学生5名以上である必要があります。</u> (2) その他（協力団体等がある場合）
-------------------	--

ここからは、参加する子どもたち自身が記入する事項です。事前に子どもたちの会議（作戦会議）を開催し、「子どもたちの意見」を出し合ってください。子どもの代表者（1名）が出た意見を取りまとめ記入ください。

また、会議の様子を写真に撮って添付してください。（2～3枚程度）

その他「参考資料」として過去の事業実績の写真等があれば添付ください。

写真等は助成審査以外の目的には使用しません。

子どもたちの 会議の概要	（開催日時、場所、参加者数及び議題などを記載してください。代表者（記入者）の氏名を明記のこと。）
自分たちのや りたいこと	（子どもたちの意見を取りまとめて300字以内で記載してください。）

活動への自分 たちの想い	（この活動をやりたい、活動に参加したいと思った「きっかけ・想い」や「活動を通じて達成したい自分たちの目標」等について 300 字以内で記載してください。）
-----------------	---

～熊本市から～
熊本市公益活動支援基金「小・中学生枠」助成事業は、みなさんが考えた企画を通じて、市民のためになる活動を身近に感じてもらうことを目的としています。ボランティア活動を生活の一部に取り入れ、地域や社会を良くする気持ちを育んでほしいと願っています。この取り組みが広がり、将来にわたって互いに支え合える人材が熊本から育つことを心から期待しています。

事業計画書

団体・グループ名	
事業名	
事業概要	（事業の目的と取り組みについて、アピールしたいことを中心に 150 文字程度でまとめてください。）
具体的な事業内容	（具体的な事業内容について、300 文字程度で記載してください。） （1）実施予定期間 年 月 ～ 年 月 （2）具体的な取り組み （3）支援（助成）が必要な理由など （4）その他
事業を実施することで期待される効果	（期待される効果を 300 文字程度で記載してください。）
活動者数等	（1）活動者数 人 { うち監督者 人、小・中学生 人 高校生 人、大学生等 人 } ※高校生以下を含む活動の場合、必ず 1 名以上の監督者がいること。 （2）活動者の通学する主な学校等の名称

別 紙

「高校・大学生枠」審査基準 本市が推進する施策への理解「くまもとアプリ」を使ったボランティア参加の働きかけを実施される団体は、この別紙を代表者等が記入し、事業計画書とともに提出ください。

団体名：

記入者名：

確 認

下記項目に該当する場合☑を記入してください。

A □ 募集要項P11 くまもとアプリ活用についてみられましたか。

B □ くまもとアプリをダウンロードしていますか。

C 「主催者ミニアプリ」について

1) □ 運用ルールを確認されましたか

2) □ アプリ活用手引きを確認されましたか

3) □ 主催者ミニアプリマニュアルを確認されましたか

4) □ マイナンバーを登録されていますか

※4) 主催者ミニアプリの活用には必須となっています。

D □ 助成金を採択された場合、団体登録を行いアプリを活用されますか

以下の要件を満たすと加点対象となります。

・A～Dのすべての項目に☑の記入があること

・様式第2号の2事業計画（打合わせ、準備、実施）の（3）に具体的な活用方法の記入があること

事業収支計画書（ 年 月 ～ 年 月）

（単位：円）

項 目		金額（円）		内訳
収入	自己資金			
	市民公益活動支援基金助成金			※当該事業に対する助成申請額
	その他補助金・助成金 等			
	計			円
事業に関わる支出	助成対象経費	報償費		
		旅費		
		役務費		
		使用料及び賃借料		
		事務・消耗品費		
		委託費		
		計	円	★
	助成対象外経費			
		計	円	
	総計		円	

- 注意事項
- ・報償費、旅費の計上にあたっては、 1人当たり・1回当たりの金額を明示してください。
 - ・費用について、算出根拠資料の添付を求め場合があります。
- 申請上限額

（ 【★助成対象経費】 － 【その他補助金・助成金】 ） × 助成率 = 【申請上限額】				
（ 【 円】 － 【 円】 ） × 10／10 = 【 円】				

様式第4号（第8条関係）

暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所（又は団体所在地）

氏名（又は団体名及び代表者氏名）

（TEL）

当団体（個人にあっては申請者。以下同じ。）及び当団体の代表者、役員等は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、下記の役員等名簿に記載の個人情報に基づき熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、当団体の責任により当該個人の同意を得ています。

役員等名簿				
役職	フリガナ 氏 名	住所	生年月日	性別

※記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。

(様式第4号の裏面)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱（令和4年3月29日制定）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

なお、警察本部は熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）の実施機関と定められています。

- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
- (1) 特定非営利活動法人については、理事及び監事
 - (2) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (3) 個人については、申請者
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

【参考】

熊本市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊本市市民公益活動支援助成金については、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱第9条第1項の規定により審査を行った結果、下記のとおり交付することに決定しましたので、同要綱第9条第4項の規定により通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業

2 助成対象経費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象経費	金	円
控除後の助成対象経費	金	円
助成金額	金	円

3 助成金は、交付決定された金額を請求により交付する。

4 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、助成事業の目的以外に使用しないこと。
- (6) 助成事業が完了したときは、要綱に定める様式により熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第8号）及び事業収支決算書（様式第9号）を作成し、30日以内に市長に提出すること。
- (7) 助成事業に係る決算額が助成対象経費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から（7）により減ずる額を差し引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱の定めを遵守すること。

5 助成条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があ

るときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

- 6 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{ により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left(1 - \frac{\text{助成事業に係る決算額}}{\text{助成対象経費}} \right)$$

(8) により減ずる額＝助成金額－(7) により減ずる額－(助成事業に係る決算額－助成事業に関する収入の決算額)

※助成事業が、助成対象外事業と一体的に経理され、その収入の別が明確に分かちがたい場合は、収入の決算額を助成事業に係る決算額と事業決算額の割合で割り落としたものをその事業に関する収入の決算額とみなす。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所（又は団体所在地）

氏名（又は団体名及び代表者氏名）

（Tel ）

熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等申請書

年 月 日付け指令（地政）第 号で交付決定の通知のありました事業については、
下記のとおり交付の変更をしたいので、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要
綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成の種類及び助成事業名

2 助成金の交付変更申請額

- | | |
|------------|---|
| （1） 変更申請額 | 円 |
| （2） 既交付決定額 | 円 |

3 変更理由及び変更内容

4 関係書類

- | |
|---------------------------------------|
| （1） 変更後の事業計画書及び収支計画書（様式2号の1又は2，様式第3号） |
| （2） その他 |

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった熊本市市民公益活動支援助成金について、
下記のとおり変更を承認することに決定したので、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア
助成実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業

2 変更内容

3 助成対象経費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象経費	金	円	
控除後の助成対象経費	金	円	
助成金額	金	円	（変更前 円）

4 変更助成金は、交付変更決定された金額を請求により交付する。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- （2） 助成事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- （3） 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- （4） 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （5） 助成金は、助成事業の目的以外に使用しないこと。
- （6） 助成事業が完了したときは、要綱に定める様式により熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第8号）及び事業収支決算書（様式第9号）を作成し、30日以内に市長に提出すること。

(7) 助成事業に係る決算額が助成対象経費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。

(8) 助成事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から (7) により減ずる額を差し引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。

(9) その他熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

7 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。

8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

(注) 助成条件のうち (7) (8) により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{ により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left(1 - \frac{\text{助成事業に係る決算額}}{\text{助成対象経費}} \right)$$

(8) により減ずる額 = 助成金額 - (7) により減ずる額 - (助成事業に係る決算額 - 助成事業に関する収入の決算額)

※助成事業が、助成対象外事業と一体的に経理され、その収入の別が明確に分かちがたい場合は、収入の決算額を助成事業に係る決算額と事業決算額の割合で割り落としたものをその事業に関する収入の決算額とみなす。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所（又は団体所在地）

氏名（又は団体名及び代表者氏名）

（TEL ）

熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書

年 月 日付け指令（地政）第 号により、熊本市市民公益活動支援助成金の交付決定を受けました事業の実績について、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 助成事業名

2 助成事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 助成事業の内容

4 事業の成果

5 助成事業の実施状況

- （1） 事業収支決算書（様式第9号）
- （2） 事業の経過又は成果を証する書類等
- （3） その他参考となる資料

項 目		金額（円）		内 訳
収入	自己資金			
	市民公益活動支援基金助成金			※当該事業に対する助成申請額
	その他補助金・助成金 等			
	計			円
事業に関わる支出	助成対象経費	報償費		
		旅費		
		役務費		
		使用料及び賃借料		
		事務・消耗品費		
		委託費		
		計		円 ★
	助成対象外経費			
		計		円
	総計			円

- 注意事項
- ・人件費、報償費、旅費の計上にあたっては、 1人当たり・1回当たりの金額を明示してください。
 - ・費用について、算出根拠資料の添付を求め場合があります。

○申請上限額

【★助成対象経費】	－	【その他補助金・助成金】×助成率	=	【申請上限額】
【 円】	－	【 円】× 10／10	=	【 円】

指令 (地政) 第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援助成金確定通知書

年 月 日付け指令(地政)第 号で交付決定しました熊本市市民公益活動支援助成金については、下記のとおりその額を確定したので、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額

助成対象経費	金	円
控除後の助成対象経費	金	円
助成金額（確定）	金	円

3 助成条件

熊本市市民公益活動支援基金子ども・学生ボランティア助成実施要綱の定めを遵守すること。

年 月 日

熊 本 市 長 様

申請者 郵便番号
住所（又は団体所在地）

氏名（又は団体名及び代表者氏名）

（Tel ）

熊本市市民公益活動支援助成金概算交付申請書

年 月 日付け指令（地政）第 号で交付決定のあった熊本市市民公益活動支援助成金について、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおり概算交付をお願いいたします。

記

- 1 概算交付申請額 円
- 2 概算交付申請理由

指令（地政）第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援助成金概算交付通知書

年 月 日付け指令（地政）第 号で交付決定のあった熊本市市民公益活動支援助成金について、下記のとおり概算交付することに決定したので、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱第14条第4項の規定により通知します。

記

- 1 助成金概算交付額 円
- 2 助成条件
熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱の定めを遵守すること。

達（地政）発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援助成金交付取消決定通知書

年 月 日付け指令（地政）第 号で交付を決定した熊本市市民公益活動支援助成金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、熊本市市民公益活動支援基金こども・学生ボランティア助成実施要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 助成事業名
- 2 取消しの理由